

平成 30 年度 黒潮町新規就農推進事業 募集要領

【専業農家育成研修区分】

1. 募集人員及び研修期間

- (1) 募集人員 ① (社) 黒潮町農業公社での研修生 若干名
② 農家での研修生 若干名
- (2) 研修期間 1 年以上 2 年以内

2. 事業の内容

新規就農希望者に対する就農前から営農開始に至るまでの実践研修を促進することにより新規就農者の確保を図る。

- (1) 産地提案書タイプについては、産地等の受入組織が策定する産地提案書に沿った研修を行う。
- (2) 基本構想タイプについては、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に記載された主要な営農類型の品目の研修を行う。

※産地提案タイプ、基本構想タイプの詳細については、お問い合わせください。

3. 研修生の応募要件

- (1) 義務教育を修了しており、55 歳未満（平成 30 年 4 月 1 日現在）の農業に積極的に取り組む意欲のある者
- (2) 新規就農予定者であること。（現在、農業経営主でなく、今後新に農業経営主となって農業を始められる方。）
- (3) 市町村税滞納の無い者
- (4) 現在町内に住所を有する者、若しくは研修期間中において黒潮町に住民登録のうち町内に居住し自立農家として定住しようとする者
- (5) 他市町村等で実施された本町と同様の研修を受けられた経歴の無い者

4. 対象研修受入農家等

下記の要件のいずれかを満たす者

- (1) 県が認定した指導農業士
- (2) 前号に掲げるもの以外の研修施設
- (3) 前 2 号のいずれにも該当しない営農経験 5 年以上の先進農家等

なお、研修受入農家等が対象研修生の 3 親等以内である場合（受入先が法人の場合は、法人の代表者の 3 親等以内）は、事業の対象としません。

5. 研修内容等

(1) 町内農家での研修

研修受入農家で新規就農研修生として、研修受入農家等の指導のもと 1 年以上 2 年以内の農業研修を行います。また、研修が修了するまでに、青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になることを原則とします。

6. 研修手当

(1) 研修生

産地提案書タイプ 1人当たり年額 1,800,000 円 (月額 150,000 円相当)

基本構想タイプ 1人当たり年間 1,500,000 円 (月額 125,000 円相当)

※但し、支給方法は年齢により相違があります。

(2) 研修受入農家等

研修生 1人当たり月額 50,000 円

7. 提出書類

『新規就農研修申込書』、『就農後の農業経営目標等』、『誓約書』、『履歴書』、『納税証明書』、『作文』各 1 通。また、『作文』については、400 字詰原稿用紙 2 枚程度とし、内容は「将来の農業経営について」とします。

8. 補助金の返還について

事業決定後、次の様な事項に該当すると認められた場合は、補助金の全額又は一部の返還を求める事がありますので御了承下さい。

(1) 研修実施状況の確認により適切な研修ができていないと判断した場合

(2) 研修修了後、1 年以内に農業に就業しなかった場合

(3) 給付期間の 1.5 倍 (最低 2 年) 以上就農を継続しない場合

(4) 虚偽の申請等をしたとき

【親元就農応援区分】

1. 募集人員及び研修期間

(1) 募集人員 若干名

(2) 研修期間 1 年間

2. 事業の内容

新規就農者の確保及び定着を図るため、農家子弟を Uターン就農させて研修を行うとともに経営の改善や発展に取り組む農業者等へ支援を行う。

3. 対象農家子弟

(1) 義務教育を修了しており、55 歳未満 (平成 30 年 4 月 1 日現在) の農業に積極的に取り組む意欲のある者

(2) 対象農業者の子や孫、兄弟姉妹、甥、姪等で町内に住所を有する者

(3) 平成 28 年 3 月 1 日以降に Uターン就農する者で、Uターン就農以前に 1 年以上県外に在住又は他産業等に従事していたことが確認できること。

(4) 対象農業者の経営に従事してから 1 年以内の者であること。

(5) 産地提案書に従い研修を実施する者であること。

(6) 市町村税滞納の無い者

4. 対象農業者

- (1) 認定農業者等で対象農業者子弟に必要な研修が実施することができると思われる者
- (2) 法人の場合は一戸一法人であること。
- (3) 事業の申請前に家族経営協定を締結し、対象農家子弟の経営体における責任と役割を明確にし、利益の配分を行うこと。また、家族と将来の経営継承について話し合いを行うこと。

5. 研修内容等

研修期間は1年とし、対象農家子弟はそのうち3か月以上は高知県農業担い手育成センター等で経営レベルアップ研修を受けること。

なお、経営レベルアップ研修を除く期間は、対象農業者が対象農家子弟に研修を行うとともに、月1回以上は、農業振興センター、農業協同組合等が行う外部研修を対象農家子弟に受けさせること。

6. 補助金の交付額

- (1) Uターン就農する対象農家子弟1人につき1,200,000円(1回限り)を対象農業者へ交付します。

7. 提出書類

『新規就農研修申込書』、『就農後の農業経営目標等』、『誓約書』、『履歴書』、『Uターン就農以前に1年以上県外に在住又は他産業等に従事していたことが分かる資料(住民票の写しや就労証明等)』、『納税証明書』、『作文』各1通。また、『作文』については、400字詰原稿用紙2枚程度とし、内容は「将来の農業経営について」とします。

8. 補助金の返還について

事業決定後、次の様な事項に該当すると認められた場合は、補助金の全額又は一部の返還を求める事がありますので御了承下さい。

- (1) 対象農業者や経営レベルアップ研修の受入機関が、対象農家子弟が必要な技能を取得することができないと判断した場合
- (2) 対象農業者や対象農家子弟が、1年の親元就農終了後から2年以上就農を継続しなかったとき
- (3) 虚偽の申請等をしたとき

【専業農家育成研修区分・親元就農応援区分共通】

1. 応募受付期間

平成30年5月7日(月)～平成30年6月8日(金)とし、土曜日、日曜日及び祝日を除き、毎日午前8時30分から午後5時15分までとします。(郵送の場合当日消印有効)郵送の場合は、封筒の表に「黒潮町新規就農推進事業申込」と朱書きし、書留とします。

2. 申込書の配布及び申込先

黒潮町農業振興課・海洋森林課に備え付けの募集要領・申込書により、農業振興課に申し込んでください。また、募集要領・申込書は5月1日（火）より黒潮町公式ホームページからもダウンロードできます。

黒潮町公式ホームページアドレス <http://www.town.kuroshio.lg.jp/>

3. 対象者の決定

(1) 書類審査、個人面接の実施

書類審査、個人面接により決定します。なお、審査及び面接は応募受付順に実施します。日程等については改めて通知します。

(2) 対象者の決定通知

各応募者宛に結果を通知します。なお、決定についての異議等は一切受け付けません。

4. その他

この募集の詳細については、農業振興課にお問い合わせください。

黒潮町農業振興課（TEL 0880-43-1888）

住所 高知県幡多郡黒潮町入野 5893